

近世の天皇・上皇と幕府

村 和 明

1. はじめに

本稿は、近世の天皇の歴史を、日本近世史を専門とする著者がどのように考えてきたかについて、とくに近年社会的関心をあつめている生前譲位の問題を中心に概説してみようとするものである。日本史の専門家以外の読者を想定し、はじめに少し長めに何が問題であるかを丁寧にするすことにする。

なお、本稿の主な内容は、既発表の論文集など（『近世の朝廷制度と朝幕関係』東京大学出版会、2013年、「近世朝廷の制度化と幕府」『日本史研究』618、2014年）の骨子を敷衍したものであり、また出たばかりの皇位継承にかんする概説（「近世の皇位継承」『歴史と地理』720、2018年）と、内容的に重複する点があることをおことわりしておく。

2. 問題の紹介

天皇およびそれをめぐる諸問題は、日本史全体をつうじて様々な視角から検討されてきた。近世における固有の問題は、統治の実権があきらかに徳川家（江戸幕府）にある時代に、国家・社会のなかで天皇とそれをとりまく集団がどのような役割・特徴をもっていたか、それが前後の時代とどのようにかわるか、という点にある。なお、こうした集団をふつう朝廷と呼んでいるが、幕末にさかんに使用された呼称を歴史的に踏襲してきたもので、ほんらいの語義のように政府の意ではない（幕末には天皇を正統な君主とみる立場から使用されていた）ことは、とくに中国に詳しい読者には誤解を生じやすいとおもわれるので、特記しておきたい。

こうした問題領域は、戦前には同時代の国家体制とふかくかわるため研究に制約があり、戦後は逆にその反動から研究がほとんどおこなわれなくなった。今日は隆盛をむかえている分野といってよいが、ここにいたる潮流が勃興したのは1970年代ころから、天皇代替りや教科書裁判などの同時代的課題、また国家史への関心のたかまりなどにもなっており、やや若い分野という面がある。研究会が結成され、専門の研究者集団が育ち、様々な機関において史料の利用環境の整備が飛躍的にすすみ、日本近世史における一分野として定着した。

こうした問題領域の呼称は論者の関心によりある程度幅があり、朝幕関係論、天皇・朝廷論、公家社会論、などが用いられている（筆者は文脈により適宜使い分けている。本稿では大まかに、朝廷をかんがえる、などということにする）。おおまかには、江戸幕府を中心とする国家のなかでの天皇・朝廷の位置づけ、狭い範囲では江戸幕府と朝廷の関係、とくに中世・近代との移行期から検討がはじめられ、朝廷じたいの構造や変化、外部社会との宗教・文化・経済などを介した諸関係、あるいは外部の社会・諸集団にとっての天皇、などへと分析対象が広がっ

てきたといえよう。

さて、上記のような流れのなかで、筆者が関心をもって考え、本稿で略述しようとする問題は、大きくいって三点に集約される。

一点目は上皇についてである。「天皇論」「天皇・朝廷論」という言い方などにあらわれているように、おおまかには問題の中核には天皇位があると理解されてきており、それは完全に誤っているわけではないが、具体的に検討していこうとすると、天皇ではなく上皇が実権をもっている時期、天皇と上皇（それぞれをとりまく人々）が政治的な緊張関係にある時期が、近世においてもかなりある。近世の朝廷の実態を具体的に把握するため、また院政を基本とする中世、生前讓位を否定してきた近現代との対比のうえでは、上皇に注目することが重要である。史料編纂所の山口和夫が提起しとりくんできた問題で（『近世日本政治史と朝廷』吉川弘文館、2018年）、朝廷研究のなかでも新しいテーマである。また世界史的な視座からみても、退位した君主に実権があることが慣例であるという現象はめずらしく、意義のある課題であろう。

二点目は制度、とくに朝廷運営（朝廷という集団内部の政治のことだが、全国レベルの政治と明確に区分したいのでこのようにいう）のための諸機構の成立・定着についてである。これはまず基礎研究として重要であることはほとんど自明であろう。前述したように、研究史が短く蓄積も浅いので、近年研究が進んできてはいるものの、なおこうしたところから検討をすすめていざざるをえない部分がかかなりある。とくに近世の朝廷をかんがえる場合、近代国家が政策的に収集したために、公家が代々書き残した日記類が膨大に保存され、史料の中核をなしていることが大きくかかわってくる（膨大な公家日記をひたすらめくる、というのが、この分野の研究のもっとも基本的な方法である）。まず公家の編成・配置の制度的解明をすすめることで、史料の選択が適切にでき、また書き手の立場・射程を明らかにし、内容の批判が可能になる。さらに、公家の日記は祖先のものを手本として書く面があるため、丁寧に制度をみていかないと段階差や画期がみえづらいという問題もある。近代歴史学の成立は明治政府と密接な関係にあったから、正統的な統治権は潜在的に天皇にあり、幕府はそれを仮に委任されていたとする歴史観、それを回復していくとする政治の論理の影響をつよくうけた。ここから脱却するのが戦後の課題として意識され続けてきたが、なお「朝幕対抗」「朝幕協調」のように、朝廷を独自の政治勢力として一貫して位置付けるような表現がみられる。実際には朝廷がまとまった集団としてある程度構成員を統制できるようになるだけでも、近世にはいつてから多少の歴史過程が必要であった。

三点目は、外部社会と朝廷の共通性である。ある程度普遍的な傾向でもあるが、近世のこうした分野の研究も、専門家集団による細分化された小領域についての研究という性格をしいに強める傾向にある。これはある程度不可避的ではあるが、とくに天皇をめぐる問題をかんがえるさいに、特殊性・個別性を無自覚に前提としてしまうと、近世社会のなかでの存在とみる視野がうしなわれ、なにか超歴史的な存在であるかのように見えてしまいかねない。したがって、（もちろん相当に個別特殊性はあるのだが）なるべく近世社会、とくに政治の実権をもつ

武家社会の影響をていねいに考える必要がある。

前置きがかなり長くなってしまったが、以下、この三点を念頭におきつつ、近世の朝廷の変容過程を、時代をおって整理してみたい。時代区分は、朝廷運営における上皇の位置によることにする。

3. 後水尾の時代

近世の前半においては、朝廷はふたりの長命で個性の強い上皇の影響下にあった。後水尾（文禄5〔1596〕年生、延宝8〔1680〕年没）とその子霊元（承応3〔1654〕年生、享保17〔1732〕年没）である。後水尾は、徳川家が最初に擁立した天皇である。徳川家は前の天下人豊臣秀吉にならい、皇位継承の行事をみずからが全国の大名に号令する存在であることを示す機会として利用した。また徳川秀忠の娘和子（東福門院）をその正妻とし、徳川家の血をひく皇統を実現しようとした。武家社会の慣行として、女性は嫁いでも生家の一員としての性格を残す。徳川和子も例外ではなく、広大な御所を百名をこえる幕臣団が固め、幕府の財源から経費が支出され、とくに兄の将軍家光にたいして直接の交渉ルートとして大きな存在感をもった。後水尾と和子の夫妻は、幕府にとっても後世の天皇・上皇・女院とは異質な、きわめて重要な存在であった。したがって、幕府の強い影響下にあった公家たちに対しても、大きな影響力を有した。

近世において統治の実権が徳川家にあり、天皇家といえどもその支配のなかで役割を与えられた存在であったことは、「禁中並公家中諸法度」という法令を家康・秀忠が制定し（朝廷の代表者として関白もともにサインしている）、それによって天皇の在り方をも規定している点が象徴している。この法令における上皇の存在は、服装の規定においてわずか10字ほど触れられているのみで、規定の中心、すなわち想定されている集団の中心は「禁中」「天子」すなわち天皇であった。生前譲位の慣行は、戦国時代に主として財政問題から途絶したのち、秀吉・家康によって復活はしており、正親町・後陽成が上皇となっていたが、それは上皇が朝廷の中心となる院政の伝統を復活したものではなかったのである。

しかし後水尾が寛永6（1629）年に突如位をおりてしまったとき、皇位をついだ明正はわずか7歳（しかも約860年ぶりの女帝）であって、結局秀忠が公認して後水尾が院政（力の及ぶ範囲は朝廷に限るが）をおこなうことになった。明正は生涯不婚、弟後光明は男子がないまま若死に、中継ぎの後西をはさんと霊元と、結局四代つづいて、後水尾の子が皇位につき、後水尾は実質的な朝廷の中心としての地位を（波はあれども）、延宝8（1680）年に85歳で死ぬまで保持することになった。本稿で、かれの時代を設定するゆえんである。

制度の面からみると、この時代は黎明期であった。上皇には天皇と別の御所が幕府により造営され、そこに詰める公家も配置されたが、明正・後西も上皇となったので、公家の数が大幅にふやされたことが知られる。ここで重要なのは、公家たちの再生産の基盤になる領地は、ほかのすべての領主のそれと同様に、武家の棟梁である天下人、つまり徳川家の長が定めるものだった点である。領地の大きさや継承如何は、近世初期には他の領主と同様に、当人の能力や

貢献に応じて変更されたため不安定であり、公家たちは幕府の動向を注視し、しきりに江戸に下って徳川家の家長に面会しようとしたことが、さまざまな記録から明らかである。この点は大名と家臣たちの関係と異なり、天皇・上皇の公家たちに対する支配権は弱かった。後水尾は公家たちの江戸下向については、朝廷での勤務に支障を生じるため批判的ではあったが条件をつけて許容し、朝廷の統制に苦慮し、繰り返し法を定めたり、近臣を若い天皇につけて教育・監督にあたらせるなどの試みが続けた。

また和子とその子で唯一皇位についた明正は、徳川將軍家の一員としての性格をもち、幕府から武士団が付けられていたが、後光明以降は血縁関係がなくなるのにもない、より少人数の武士が天皇・上皇の御所に置かれるように変化した。これらは、次の時代に定着してくる制度の前提となった。

4. 霊元の時代

霊元は、後水尾の子のなかで最後に皇位につき、以降東山・中御門・桜町・桃園と男子直系相続・生前譲位が続いた。霊元も長命であり、曾孫の桜町が皇太子となるまで存命であった。皇位継承という点では、近世ではもっとも安定した時期にはいる。

霊元の時代が後水尾の時代とことなるのは、制度化がいちじるしく進展したことである。彼の在位中、三上皇が鼎立した時代に増やされた公家たちは、最終的に霊元天皇の御所に再編成されることになり、かれらの統制が霊元の大きな課題となったと指摘されている。徳川家の支配が安定し、公家の領地についても基本的には固定されたこと、また徳川家の一員を含まなくなることにより、幕府との距離が遠くなり、天皇・上皇を中心とした編成の確立が容易かつ不可避となった。

霊元の方針は大きな軋轢をうんだ。自己に権力を集中させることにこだわり、側近を好んで重用するかれの姿勢もあったが、領地の加増や家の取り立てなどがおこないづらく褒賞の手段にとほしいため、処罰に頼らざるを得なかった面もある。近世朝廷の一貫した志向として、職制や官位制度の整備、途絶していた儀式の再興などがしられるが、これらは公家などへの正規の給付もしくは副収入をとまなうものであり、数少ない褒賞の手段という性質ももっていたと思われる。

霊元の動きに端を発する諸制度は、必ずしも当初の霊元の意図とは一致しない形で定着していった。天皇につく武家伝奏・議奏、上皇につく院伝奏・院評定、皇嗣につく三卿、といった役職ができあがった。霊元は院政を志向し、そのための近臣の配置を構想したものであったことが、かれの近臣たちの残した日記から明らかであるが、実際に定着したこれらの職の機能は、在職者の日記を系統的にみてゆくと、あくまでも天皇とその御所につとめる摂政・関白による朝廷運営を前提とするものであったといえる。在職者のリストをつくってみると、この五つの職は昇進階梯を構成していたことがわかり、朝廷における実務官僚・政治家が養成されたといえるが、入口が皇嗣につく三卿、頂点は天皇の御所につとめる武家伝奏であった。

職制の最終的な定着は、種々の記録における記述のゆれ・画一化をみてゆくと、霊元の晩年、享保期（1716～1736）であるといえる。この時期がもつ意味であるが、霊元法皇・中御門天皇・皇太子昭仁親王という直系の三者が存在し、また昭仁親王の外戚はこのころ三代続けて摂関をつとめた近衛家であったから、先例が定着しやすく、かつ霊元と近衛家は断続的に敵対していたから、院政を前提とせず、天皇・摂関中心の職制となったものであろう。武家社会や都市住民の世界においても、制度化や記録文書体系の整備などが広くみられる時代でもあった。

さて、武家制度との関係においてとくに着目すべきは、役料の制度である。武家においては、家臣をとりたてて重い職につければ、相応に領地を加増するのが原則であったが、四代將軍家綱の時代から、領地は固定化の傾向をしめし、かわって在職中にかぎって給付される役料の制度が発達したことが判明している。この制度は公家に対しても適応され、給付がはじまったことが、公家の日記や幕府側の公記録から判明する。

従来この給付は、幕府と交渉し、朝廷運営に責任を持つ武家伝奏と、それを補佐する議奏に支給されたことから、幕府の朝廷統制を担う、幕府のためにはたらく役職へ特に給付されたものと理解されがちであった。しかしそもそもすべての公家の領地は、役料とおなじく幕府が与えるものであるから、この理解はややずれている。給付が慣例化し制度となる過程を、給付対象となった公家をしらみつぶしに確認してゆく方法でみると、はじめは領地の小さな公家が就任した場合にのみ、つまり領地の補填として与えられていたことがわかり、これは幕府本体の役料制と同じ、つまり幕臣と同じ仕組みで処遇されていたと理解できる。

他の公家に対してはなぜ幕府の役料が設定されてゆかなかったのか。五代將軍綱吉の時代、役料制度は一時廃止された時期があり、八代將軍吉宗の時代には足高制度へと発展する。しかし公家の役料は、これらの影響をうけて変化した形跡がみられない。この点や、綱吉政権が暦や宗教などにかんする「王権」的装置を独自に整備したこと、天皇・上皇の領地を大幅に増やしたが個々の公家の領地にはほぼ手を付けていないこと、などを考えあわせると、綱吉政権以降の幕府は、個々の公家について幕府制度の延長で処遇する姿勢は後退したのではないかとの見通しとなりたつ。

一方、霊元の讓位にさいして整備された、上皇に仕える院伝奏・院評定については、朝廷の領地収入のうちから役料が支給されることになったことが、在職者たちの日記類や、後世の先例にかんする記述を突き合わせると判明する。幕府制度である武家伝奏・議奏の役料とことなり、これは朝廷の制度であり、武家制度を模倣したものといえる。

公家の領地や家の新設といった根本的な点は一貫して幕府が掌握していたが、ほとんど先例踏襲となってその事実はあまり意識にのぼらなくなり、江戸の將軍と公家たちの関係が希薄化して、天皇・上皇を中心に編成された朝廷が安定してくるものと考ええる。

5. 上皇不在の時代へ

霊元の直系、東山・中御門・桜町の三代はいずれも生前に讓位したが、みなその後数年で没

した。桃園は在位中に没し、中継ぎの女帝後桜町をはさんで後桃園も、在位中に没した。譲位年齢をみると、およそ30代前半くらいでほぼ一貫しており、皇位継承者は必ずしも成人はしていなかった。生前譲位・院政が基本との理念が継続していたといえるのだが、上皇・天皇の2、30代での死が連続したため、実質的には靈元の死とともに、上皇を中心とした朝廷の時代は終わったといえよう。

こうした短期の院政をおこなった最後の上皇桜町（延享4〔1747〕年譲位、寛延3〔1750〕年没）は、生前譲位のための幕府との交渉にあたって興味深い発言をしている。天皇がまだ20代と若く後継ぎの皇子も幼いことが懸案であったのだが、交渉にあたる近臣に、院政をおこなうので問題ないこと、しかし「表向きは摂政」であるので院政というのは「内々のこと」である、と伝えるよう述べている。近臣は、院政をおこなうために譲位を急ぐとみられてはためにならない、と諫言している。ここから、院政の慣例は依然存在したものの、すでに公的な政治運営の体制とはいえなくなっていたことがわかる。天皇家だけでなく、それを補佐し朝廷運営の一翼をになう五つの摂家においても若死にが連続し、朝廷の首脳部は人格的な重みをうしない、公家たちからの不満が眼に見えてあらわれるようになってくる。宝暦事件から幕末の条約勅許問題にかけて、こうした傾向が続くものとおもわれる。

制度面でも、靈元の時代のような大きな動きは知られていない。役料もあらたに設定されることはなかった。皇子女の誕生にさいして諸事を差配する担当の公家をおき、これを「御世話卿」と呼び、さらに皇子女の身位がすすむと「肝煎」と呼ばれる公家が天皇とのあいだをむすぶ慣行が定着したが、これらも端緒は靈元の時代にみられたものであった。

明和7(1770)年、日本史上最後の女帝である後桜町が譲位し上皇となる。彼女は長命であったが(文化10〔1813〕年没)、政治的な活動はあまり知られない。次代の天皇であり、本稿執筆時点で最後の上皇である光格については詳しい評伝が出たばかりであるが、仁孝天皇や関白の相談をしばしばうけ重きをなしたものの、制度的に院政をおこなったわけではないようである(藤田覚『光格天皇』ミネルヴァ書房、2018年)。全国レベルの政治史に天皇が浮上しその中心となった幕末期には、上皇は存在しなかった。

6. おわりに

上に概観した把握は、なお不十分であり課題は多いが、筆者が現在考えている点を二つほど記してむすびにかえたい。一つはいわゆるアーカイヴスの問題である。筆者はかつて御所の公記録に注目し、最後の上皇光格が没しその御所が閉鎖されたさいに、御所の役人が作成・蓄積した公記録の一部は天皇の御所の同格の役人に引き渡され、また一部は閉鎖された御所に保管されたことを指摘した(村和明「近世朝廷における公日記について」田島公編『禁裏・公家文庫研究 第四輯』思文閣出版、2012年、初出2009年)。こうした文書群は、情報へのアクセス権の管理をふくめて権力の源泉・象徴であったといえるし、その形成過程は、朝廷における諸制度の成立やそれをめぐる政治過程・権力構造を示すであろう。朝廷周辺に蓄積された古代以来

の膨大な文書群については史料編纂所で田島公を代表として巨大な共同研究がすすめられてきたが（田島「私と科研費」『科研費ニュース』vol.108号がわかりやすい）、これを近世政治史の観点でとらえてゆくことが必要である。また一つは、公家の家臣クラスの実態・ネットワークの解明である。武家の諸機構において、文書事務を担当する実務役人レベルが世襲で特定の役所に勤め、経験と実権をもつことはしばしば指摘される場所である。公家家臣層の研究も散発的にはなされてきたのだが、天皇・上皇を頂点とする集団をよりよくとらえるために、武家社会との構造あるいは人的な共通性の点から見ていく必要があるであろう。あらたな史料の発掘とともに、研究をすすめたい。